川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱

２８川ここ家第１２８１号
平成２９年2月１日市長決裁

（目的）

第１条　この要綱は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて（平成２８年３月７日厚生労働省発雇児０３０７第８号厚生労働事務次官通知）及びひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について（平成２８年３月７日雇児発０３０７第８号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（以下「事業」という。）を実施することによって、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金（訓練促進資金）（以下「訓練促進資金」という。）を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）（以下「住宅支援資金」という。）を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

（貸付事業の実施主体）

第２条　この事業は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が実施する。

（貸付対象者）

第３条　訓練促進資金貸付の対象となる者は、川崎市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱に基づく高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者とする。

２　住宅支援資金貸付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（１）児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準の場合を含む）。なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても１年以内の者については対象とする。

（２）川崎市高等職業訓練促進給付金等実施要綱に基づく高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者、川崎市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱に基づく自立支援教育訓練給付金の講座指定を受ける者、川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱に基づく高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の講座指定を受ける者、又はその他市社協会長が住宅支援資金貸付が必要であると認める者とする。

（母子・父子自立支援プログラム策定）

第４条　訓練促進資金又は住宅支援資金（以下「訓練促進資金等」という。）の貸付対象者は、予め、川崎市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要領に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けなければならない。

２　市長は、プログラム策定の中で、養成機関における資格取得への意欲や能力、生活状況を踏まえた対象資格の取得見込及びその後の就労の意欲等を的確に把握し、その他資金の貸付けに関し必要な事項の確認を行うものとする。

（貸付けの種類及び貸付額）

第５条　訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。

２　訓練促進資金の貸付額は、入学準備金にあっては５００，０００円以内とし、就職準備金にあっては２００，０００円以内とする。

３　住宅支援資金は、自立に向けて意欲的に取り組む、養成機関に在学中又は資格の取得に向けた講座を受講中の者の住居費支援として１２か月の範囲内で貸し付けるものとする。

４　住宅支援資金の貸付額は、入居している住宅の家賃の実費（上限一月あたり４万円）とする。

（貸付方法及び利子）

第６条　訓練促進資金等は、市社協会長と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

２　訓練促進資金は、保証人を立てる場合、無利子とし、保証人を立てない場合は、返還債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年１パーセントとする。

３　住宅支援資金の利子は、無利子とする。

（保証人）

第７条　前条第２項の保証人は、訓練促進資金の貸し付けを受けた貸付対象者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第１６条の規定による延滞利子を包含するものとする。ただし、訓練促進資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。

２　保証人は、行為能力者であり、債務を弁済する能力を有すること。

３　訓練促進資金の貸付けを受けた者が、保証人を変更しようとするときは、市社協会長の承認を受けなければならない。

（貸付けの申込み）

第８条　貸付対象者が訓練促進資金等の貸付けを希望する場合には、本市を経由して、市社協会長に訓練促進資金等の貸付けの申込みをしなければならない。

２　訓練促進資金の申込みの期限は、次の各号に掲げる資金の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（１）入学準備金　養成機関に入学後３か月以内

（２）就職準備金　養成機関を修了した日から１年以内に就職し、かつ、取得した資格が必要な業務に従事したとき、就職した日から３か月以内

３　住宅支援資金の申込みの期限は、養成機関に在学又は指定講座の受講の間とする。

４　市長は、貸付対象者から訓練促進資金等の貸付けの申込みに必要な書類の提出を受けた場合は、第３条に定める者であること、その他資金の貸付けに関し必要な事項を確認した上で、市社協会長に送付するものとする。

（貸付けの決定）

第９条　市社協会長は、前条第４項の規定により送付のあった書類を審査し、訓練促進資金等の貸付けの可否を決定するものとする。

２　市社協会長は、前項による審査の結果を、貸付対象者に通知するものとする。

３　市社協会長は、第１項の決定を行った旨を本市に通知する。

（交付方法）

第１０条　市社協会長は、訓練促進資金等の貸付けを決定したときは、貸付対象者と貸付契約を締結するものとする。

２　訓練促進資金の交付は、口座への振込により、一括によるものとする。

３　住宅支援資金は、口座への振込により、毎月交付するものとする。なお、貸付金額等を勘案し、四半期に１回程度の交付とすることができるものとする。

（貸付契約の解除）

第１１条　市社協会長は、訓練促進資金等の貸付契約の相手方（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合、貸付契約を解除するものとする。

（１）養成機関を退学したとき又は対象講座の指定が取消されたとき。

（２）心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

（３）資金の貸付けの解除を申し出たとき。

（４）死亡したとき。

（５）偽りの申込みその他不正な手段によって資金の貸付けを受けたとき。

（６）その他、資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（返還の債務の当然免除）

第１２条　市社協会長は、訓練促進資金の借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の返還の債務を免除する。

（１）養成機関を修了した日から１年以内に、就職し、かつ、取得した資格が必要な業務に従事し、当該業務に５年間引き続き従事（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）したとき。

（２）借受人が、前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

２　市社協会長は、住宅支援資金の借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の返還の債務を免除する。

（１）貸付終了後１年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、取得した資格が必要な業務に１年間引き続き従事（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により従事できなかった場合は、引き続き従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）したとき。ただし、貸付終了時に当該養成機関の在学中又は指定講座の受講中である場合は、「貸付終了後１年以内」とあるのは「当該養成機関又は指定講座の修了後１年以内」と読み替えるものとする。

（２）借受人が、前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

３　第１項第１号及び第２項第１号の「１年以内に」は、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、市社協会長が借受人の申立てに基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めたときは、「２年以内に」と読み替えるものとする。

４　第１項第１号に定める「他種の養成機関」とは、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士

指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等とする。

5　第１項第１号及び第２項第１号の「取得した資格が必要な業務」とは、必ずしも取得した資格と同一の資格が必要な業務に限られるものではなく、就職等のためにその資格が必要とされたと認める場合は当該業務に含むものとする。また、常勤に限らず（１週間の所定労働時間が２０時間に満たない場合は除く）、自営業の場合も対象とする。なお、第２項第１号においては、市社協会長が、対象者が自立したと認める就業をしている場合には、「取得した資格が必要な業務」に従事したとみなすことができるものとする。

6　第１項第１号及び第２項第１号において、一旦離職したが、再就職のために次の各号に定める求職活動を行っている場合で、就労支援機関等による証明書により確認ができるときは、当該求職期間中は、継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入するものとする。ただし、求職期間を継続して就業しているものとみなす期間は、訓練促進資金については最長１年間、住宅支援資金については、最長６か月間とする。

（１）月１回以上求人への応募を行った場合

（２）次のような就職の可能性を高める活動を原則として月２回以上行っている場合

ア　公共職業安定所、川崎市福祉人材バンク、許可・届出のある民間需給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣期間等をいう。）が行う職業相談、職業紹介、就職活動セミナー等職業講習の受講等

イ　公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等

（３）公共職業安定所長の指示又は推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

（返還）

第１３条　訓練促進資金の借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から５年以内に、貸付けを受けた資金を返還しなければならない。ただし、この期間内に返還することができない特別の事情があるときは、借受人の申し出に基づき、市社協会長が定める期間内に返還することができる。

（１）訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。

（２）養成機関を修了した日から１年以内に前条第１項第１号に規定する業務に従事しなかったとき。

（３）前条第１項第１号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

（４）第１７条第２項に規定する報告を怠ったとき。

（５）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2　住宅支援資金の借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から５年以内に、貸付けを受けた資金を返還しなければならない。ただし、この期間内に返還することができない特別の事情があるときは、資金の借受人の申し出に基づき、市社協会長が定める期間内に返還することができる。

（１）住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。

（２）前条第２項第１号に規定する期間内に同号に規定する業務に従事しなかったとき。

（３）前条第２項第１号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

（４）第１７条第２項に規定する報告を怠ったとき。

（５）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

３　返還は、月賦、半年賦又は年賦の均等払いの方法のうち、市社協会長が指定する方法とする。ただし、借受人が残額の一括返還又は繰上げ返還を希望するときは、これを返還することができる。
４　虚偽その他不正な方法により資金の貸付けを受けたことが明らかになったときは、借受人は、貸付けを受けた資金を、市社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。
５　資金の返還期間中に虚偽その他不正な方法により資金の貸付けを受けたことが明らかになったときは、借受人は期限の利益を喪失し、直ちに返還残額を一括して返還しなければならない。

（返還の債務の履行猶予）
第１４条　市社協会長は、訓練促進資金等の借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金等の返還の債務の履行を猶予するものとする。
（１）資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学又は指定講座の受講をしているとき。
（２）当該養成機関を卒業後さらに第１２条第４項に規定する他種の養成機関において修学しているとき。
２　市社協会長は、訓練促進資金の借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない資金の返還の債務の履行を猶予することができる。
（１）第１２条第１項第１号に規定する業務に従事しているとき。
（２）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
３　市社協会長は、住宅支援資金の借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない資金の返還の債務を猶予できるものとする。
（１）第１２条第２項第１号に規定する業務に従事しているとき。
（２）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（返還の債務の裁量免除）
第１５条　市社協会長は、訓練促進資金の借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた訓練促進資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除することができる。
（１）死亡又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき　返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
（２）長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から５年以上経過したとき　返還の債務の額の全部又は一部
（３）返還の債務が生じた借受人が、返済期間中に新たに第１２条第１項第１号に規定する業務に従事したとき　返還の債務の額の一部
２　住宅支援資金の借受人が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた住宅支援資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除することができる。
（１）死亡又は障害により貸付けを受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき　返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部
（２）長期間所在不明となっている場合等住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から５年以上経過したとき　返還の債務の額の全部
３　第１項第１号及び第２号並びに第２項第１号及び第２号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人

又は第７条第１項に規定する保証人に対して請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

４　第１項第３号に規定する返還の債務の裁量免除は、この事業が第１２条第１項第１号に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は、訓練促進資金の貸付けを受けた者の状況を十分に把握した上、個別に行うものとする。ただし、当該業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用の対象外とする。

（延滞利子）

第１６条　市社協会長は、借受人が、正当な理由なく訓練促進資金等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年３パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和２年３月３１日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費として、これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

（届出義務）

第１７条　借受人は、訓練促進資金等の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われる期間、次に掲げる事由が生じたときは、当該事実を証する書類を添えて、その旨直ちに、市社協会長が定める方法で、市社協会長に届け出なければならない。

（１）借受人又は保証人の氏名、住所、連絡先その他の重要な事項に変更があったとき。

（２）高等職業訓練促進給付金の支給を取り消されたとき。

（３）養成機関を休学、停学、退学又は復学したとき。

（４）養成機関又は指定講座の課程を修了したとき。

（５）就職、転職、退職又は休職したとき。

（６）修学や業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

（７）資格を取得したとき。

（８）訓練促進資金等の貸付を辞退するとき。

２　借受人は、訓練促進資金等の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるまでの期間、養成機関における修業状況又は業務の従事状況について、市社協会長が指定する期日までに、市社協会長宛て報告しなければならない。ただし、借受人は、第１２条第１項第１号又は同条第２項第１号に規定する業務に従事した後１年間経過した場合及び市外に居住する場合には、直接市社協会長宛て報告しなければならない。

３　借受人が死亡したときは、その親族又は保証人は、直ちに市社協会長に届け出なければならない。

（従事期間の計算）

第１８条　資金の返還免除に係る第１２条第１項第１号及び同条第２項第１号に規定する業務に従事する期間の算定の基礎となる期間の計算は、資格を取得した日又は当該業務に従事した日のいずれか遅い方の日の属する月から、業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

（他制度との併用）

第１９条　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律１２９号）に基づく母子福祉資金及び父子福祉

資金との貸付けの併用を認めるものとする。ただし、この場合の母子福祉資金及び父子福祉資金の貸付けは必要最小限とする。

２　養成機関への入学金や教科書代、教材費に対する給付が含まれる、雇用保険法（昭和４９年法律１１６号）に基づく教育訓練給付金及び川崎市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱に基づく自立支援教育訓練給付金を受給する者は、入学準備金の貸付対象としない。また、神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付事業実施要綱に基づく入学準備金及び就職準備金並びに川崎市保育士修学資金貸付事業実施要綱に基づく入学準備金及び就職準備金を受給する者については、それぞれ本要綱に基づく入学準備金及び就職準備金の貸付対象としない。

３　訓練促進資金の貸付けを受けた者が、前項に該当することを確認したときは、市社協会長は、借受人に対し当該貸付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

（財政措置等）

第２０条　市は、市社協に対し、予算の範囲内において、事業の実施に必要な費用の全額を補助することができる。

２　市社協は、事業の実施に必要な貸付事務費については、市が別に定める金額の範囲で使用することができるものとする。

（その他）

第２１条　市社協会長は、借受人及び保証人に対し、資金の貸付けの目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができるものとし、借受人及び保証人はこれに応じなければならない。

２　借受人は、川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業による就業支援、生活支援等により、経済的かつ社会的な自立を図り、安定した生活を継続することができるよう努めなければならない。

３　この要綱に定めるもののほか必要な事項については、こども未来局長と市社協会長がその都度協議して決定するものとする。

附　則

この要綱は、平成２９年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年 11 月 24 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年９月２日から施行し、令和６年８月１日から適用する。